

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	上木戸地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項に掲げるものの</p> <p>(2) 令第130条の6に規定する工場</p> <p>(3) 次に掲げる建築物で床面積が150㎡以下のもの</p> <p>ア 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車)で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(ロ)項第2号から第5号までに掲げるもの</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校</p> <p>(3) 畜舎</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで、(ロ)項第4号、(ハ)項第2号、(リ)項第2号並びに(ヌ)項第3号及び第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 学校</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>

地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup>		——
	ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を、165 m <sup>2</sup> 以上ごとに分割して生じた残りの土地 (2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地		——
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の自動車車庫は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	15mを超えてはならない。	——
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。		
	ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。